

教 生 学 第 1 4 9 6 号  
令和 6 年（2024年） 2 月29日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様  
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

#### 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別添写しのとおり通知（以下、「文科省通知」という。）がありましたので、通知します。

国の自殺統計によると、令和5年の児童生徒の自殺者数は507名（暫定値）となり、昨年と同様に高い水準であり、極めて憂慮すべき状況にあります。また、令和4年の児童生徒の自殺の原因・動機としては、学業不振や入試の悩みなどが多くなっていることが分かっています。

つきましては、次のことについて、校長のリーダーシップの下、全教職員が改めて共通理解を深め、児童生徒の命と心を守る取組を進めるとともに、自殺予防教育の推進に当たっては、道教委webページの「自殺予防教育ポータルサイト」を積極的に活用するよう、お願いします。

なお、文科省通知の別添1～7については、下記のURLからダウンロードし、御活用ください。

#### 記

- 1 1人1台端末を活用し、児童生徒の心身の状況把握や教育相談について
  - (1) 別添3のとおり、文部科学省において整理した「1人1台端末等を活用して無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システム」「Googleフォーム又は Microsoft Forms を活用した同様のアンケートフォーム」等を活用し、1人1台端末等の活用によるSOSの早期把握について積極的に取り組むこと。
  - (2) 道教委が開設した1人1台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」について、継続的に児童生徒に活用を促すとともに、「主な相談窓口」について周知すること。（「自殺予防教育ポータルサイト」参照）
- 2 学校での組織的対応について〔参照「生徒指導提要」p189-p208〕
  - (1) 児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだりした状況は、自殺やその他の重大な危険行為の「予兆」段階であると捉え、学校の教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し対応すること。

(2) 自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、「校内連携型危機対応チーム」を中心に、教育委員会や専門家、関係機関との連携・協働に基づく「ネットワーク型緊急支援チーム」を立ち上げ、速やかに対応すること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣に向け、市町村教育委員会を通じて当該教育局に相談いただきたいこと。

### 3 自殺予防に関する生徒指導について

(1) すべての児童生徒に対し、困ったときに相談できる教職員との信頼関係づくり、保健室や相談室などを気軽に利用できる場とする居場所づくりなど、「安全・安心な学校環境」づくりを一層進めること。

(2) 道教委作成の「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」「SOSの出し方に関する教育を始めましょう！」等を活用し、不安や孤立感を抱えている児童生徒に寄り添った心のケアに努めること。

【添付資料】別添1～7

[http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/anzen/yobou\\_shiryuu.pdf](http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/anzen/yobou_shiryuu.pdf)

【自殺予防教育ポータルサイト】

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/jisatuyobou-portal.html>



(生徒指導係)